

評定様式第1号

令和 年 月 日

(受注者)

所 在 地

商号又は名称

代表者職/氏名

様

高知市長 岡 崎 誠 也

工事成績評定通知書

下記の工事について、高知市工事成績評定実施要綱に基づき評定した結果を通知いたします。

なお、評定結果に不服があるときは、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

記

工事名	
工事場所	高知市
工期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
請負金額	円
完成年月日	令和 年 月 日
検査年月日	令和 年 月 日
工事成績評定点	点（小数第1位四捨五入）

※ お問い合わせ先

〒780-8571 高知市本町四丁目1番24号

高知市役所総務部契約課

TEL 088-823-9416

評定様式第1号別表

項目別評定点

評価項目	細別	評定点／満点
1 施工体制	施工体制一般	0.6点 ／ 3.2点
	配置技術者	0.6点 ／ 3.8点
2 施工状況	施工管理	4.1点 ／ 11.7点
	工程管理	2.4点 ／ 8.3点
	安全対策	2.3点 ／ 9.6点
	対外関係	1.6点 ／ 3.4点
3 出来形及び出来栄え	出来形	#N/A ／ 13.9点
	品質	#N/A ／ 15.9点
	出来栄え	#N/A ／ 8.5点
4 工事特性	施工条件等への対応	2.6点 ／ 7.8点
5 創意工夫	創意工夫	2.6点 ／ 5.4点
6 社会性等	地域への貢献等	6.5点 ／ 8.5点
7 法令遵守等		0.0点 (減点)
		#N/A ／ 100点

評定様式第4号-2

工事担当部						契約担当部					
係	係長	課長補佐	課長	副部長	部長	係	係長	課長補佐	課長	副部長	部長

工事成績評定表（予定価格130万円を超える500万円未満の工事）

工事名						工事場所		高知市									
受注者名						工期	着工	令和年月日									
請負金額	円						完成	令和年月日									
現場代理人						完成年月日		令和年月日									
主任技術者						完成届出日		令和年月日									
監督職員	(工事監督職員)	職名		氏名		完成検査年月日		令和年月日									
						出来高検査年月日		令和年月日									
考查項目			第一次評定者					最終評定者									
			職名									職名					
			氏名									氏名	印				
項目	細別		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般			1.5	0.0	-5.0	-10.0										
	II. 配置技術者		3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0										
2. 施工状況	I. 施工管理			1.5	0.0	-5.0	-10.0						5.0	2.5	0.0	-7.5	-15.0
	II. 工程管理		1.0	0.5	0.0	-5.0	-10.0										
	III. 安全対策		2.0	1.0	0.0	-5.0	-10.0										
	IV. 対外関係		2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0										
3. 出来形及び出来栄え	I. 出来形		2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0						10.0	5.0	0.0	-10.0	-20.0
出来栄え	II. 品質		2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0						15.0	7.5	0.0	-15.0	-30.0
	III. 出来栄え												5.0	2.5	0.0	-2.5	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応				0.0												
5. 創意工夫	I. 創意工夫				0.0												
加減点計			点					点					点				
評定点 (65点±加減点計) × 0.4			① 点					② 点					点				
2. 施工状況	II. 工程管理												10.0	5.0	0.0	-7.5	-15.0
	III. 安全対策												15.0	7.5	0.0	-7.5	-15.0
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		10.0	5.0	0.0												
加減点計			点					点					点				
評定点 (32.5点±加減点計) × 0.2			③ 点					④ 点					点				
7. 評定点計			① + ② + ③ + ④ =					点					点				
8. 法令遵守等													0.0 点				
評定点合計			点 (7. 評定点 - 8. 法令遵守等)														
			(第一次評定者)										(最終評定者)				
(所見)																	

評定様式第5号-2

細目別評価点表（予定価格130万円を超える500万円未満の工事）						
令和 年度		工事名：			工事課名：○○課	
項目	細別	第一次評定者	第二次評定者	最終評定者	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I . 施工体制一般	[-5.0] ×0.4+2.6= 0.6			0.6 点	3.2点
	II . 配置技術者	[-5.0] ×0.4+2.6= 0.6			0.6 点	3.8点
2. 施工状況	I . 施工管理	[-5.0] ×0.4+2.6= 0.6		[-7.5] ×0.4+6.5= 3.5	4.1 点	11.7点
	II . 工程管理	[-5.0] ×0.4+2.6= 0.6		[-7.5] ×0.2+3.3= 1.8	2.4 点	8.3点
	III . 安全対策	[-5.0] ×0.4+2.6= 0.6		[-7.5] ×0.2+3.2= 1.7	2.3 点	9.6点
	IV . 対外関係	[-2.5] ×0.4+2.6= 1.6			1.6 点	3.4点
3. 出来形及び出来栄え	I . 出来形	#N/A ×0.4+2.6= #N/A		#N/A ×0.4+6.5= #N/A	#N/A	13.9点
	II . 品質	#N/A ×0.4+2.6= #N/A		#N/A ×0.4+6.5= #N/A	#N/A	15.9点
	III . 出来栄え			#N/A ×0.4+6.5= #N/A	#N/A	8.5点
4. 工事特性	I . 施工条件等への対応	[0.0] ×0.4+2.6= 2.6			2.6 点	7.8点
5. 創意工夫	I . 創意工夫	[0.0] ×0.4+2.6= 2.6			2.6 点	5.4点
6. 社会性等	I . 地域への貢献等	[0.0] ×0.2+6.5= 6.5			6.5 点	8.5点
7. 法令遵守等				[0.0] ×1.0= 0	0.0 点	
評定点合計		#N/A 48.5点		#N/A 51.5点	#N/A	#N/A 100.0点

土木工事 考査項目別運用表内訳
予定価格130万円を超える500万円未満の工事
一次評定・最終評定

評定者	運用表	考査項目	細別
一次評定者	評定様式第9-1-1	1. 施工体制	I. 施工体制一般
			II. 配置技術者(現場代理人等)
		2. 施工状況	I. 施工管理 II. 工程管理 III. 安全対策 IV. 対外関係
	評定様式第9-1-2	3. 出来形及び出来栄え	I. 出来形 II. 品質
		4. 工事特性	施工条件等への対応
	評定様式第9-1-3	5. 創意工夫(軽微なもの)	創意工夫
		6. 社会性等	I. 地域への貢献等
	評定様式第10-1-1	2. 施工状況	I. 施工管理 II. 工程管理 III. 安全対策
			I. 出来形
			II. 品質 III. 出来栄え
最終評定者	評定様式第10-1-2	3. 出来形及び出来栄え	4. 法令遵守等
最終評定者	評定様式第10-1-3	4. 法令遵守等	

工事成績採点の考查項目別採点表 (第一次評定者) 土木工事

[記入方法] 該当する項目の

に*印を記入する

評定様式第9号-1-1

考查項目	細別						
		a	b	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般 <input type="checkbox"/> d	施工体制が適切である			他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である
		「評価対象項目」 1 作業の分担の範囲が確認でき、現場とも一致している。 2 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。 3 施工体制一般について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。					施行体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
II. 配置技術者 現場代理人等 <input type="checkbox"/> d	技術者が適切に配置されている			技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である
	「評価対象項目」 1 現場代理人として、工事全体の把握ができており、また、発注者との連絡調整が適切に行われている。 2 工事内容を理解した上で、現場での臨機に対応ができる。また、良好な施工に努め、必要な工事書類が整理されている。 3 法令上必要な技術者等(主任技術者、作業主任者、専門技術者)を必要に応じ配置している。 4 配置技術者について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。					現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から、文書により改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	指示の不履行 ⇒ e
2. 施工状況	I. 施工管理 <input type="checkbox"/> d	施工管理が適切である			他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		「評価対象項目」 1 施工に先立ち、現場条件を反映した施工計画が提案され、現場においても概ね一致している。 2 日常的な施工管理を行っていることが工事記録で確認できる。また、現場内での整理整頓が日常的になされている。 3 建設廃棄物、リサイクル及び過積載防止への取組みが見られる。 4 使用機械、車両等の低騒音、排出ガス対策に努めている。 5 施工管理について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。					施工上の義務が守られなかつてために改善指示を行った。 上記に該当があれば ⇒ d
(I . 施工体制一般)			(II . 配置技術者)			(I . 施工管理)	
該当項目が3項目		⇒ b	該当項目が4項目		⇒ a	該当項目が4項目以上	
該当項目が2項目		⇒ c	該当項目が3項目		⇒ b	該当項目が3項目	
該当項目が1項目以下		⇒ d	該当項目が2項目		⇒ c	該当項目が2項目以下	
			該当項目が1項目以下		⇒ d	該当項目が1項目以下	

工事成績採点の考查項目別採点表 (第一次評定者) 土木工事

[記入方法] 該当する項目の

に*印を記入する

評定様式第9号-1-2

考查項目	細別	a 工程管理が適切である	b 工程管理がほぼ適切である	c 他の事項に該当しない	d 工程管理がやや不備である	e 工程管理が不備である				
2. 施工状況	II. 工程管理 <input type="checkbox"/> d	「評価対象項目」								
		1 現場条件による各種制約に適切に対応し、必要に応じ工程見直しを行って円滑な工事進捗を行った。				<input type="checkbox"/> 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。				
		2 現場条件変更への対応が積極的で処理が早く、また地元及び関係機関との調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。				上記に該当すれば ⇒ d				
		3 作業員に過度の負荷が生じないよう、休日等の配慮を行っている。								
		4 工程管理について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。				<input type="checkbox"/> 指示の不履行 ⇒ e				
						0				
III. 安全対策 <input type="checkbox"/> d	安全対策が適切である					安全対策がほぼ適切である	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である	
	「評価対象項目」									
	1 安全点検、安全パトロール、安全教育等を実施し労働災害事故防止に努めている。						<input type="checkbox"/> 安全対策または防災対策が不適切であった。			
	2 朝礼等の実施により日々の安全指導を行い、新規入場者には個別に安全指導するなど作業員の安全対策に努めている。						上記に該当すれば ⇒ d			
	3 使用機械・車両等、足場・支保工等に対する仮設物、工事現場における保安施設等の安全管理が適切である。						<input type="checkbox"/> 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。			
									0	
IV. 対外関係 <input type="checkbox"/> d	対外関係が適切であった					対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった	
	「評価対象項目」									
	1 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整を行い、トラブルの発生がない。						<input type="checkbox"/> 関係法令に違反する恐れがあつたため、監督職員から文書により指示を行った。			
	2 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった、又は苦情によるトラブルが少なかった。						上記に該当すれば ⇒ d			
	3 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。						<input type="checkbox"/> 指示の不履行 ⇒ e			
									0	
該当項目が4項目 ⇒ a 該当項目が3項目 ⇒ b 該当項目が2項目 ⇒ c 該当項目が1項目以下 ⇒ d										

工事成績採点の考查項目別採点表 (第一次評定者) 土木工事

[記入方法] 該当する項目の

に*印を記入する

評定様式第9号-1-3

考查項目	細別	a <small>出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足し、バラツキが非常に少ない。</small>	b <small>出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足し、バラツキが比較的少ない。</small>	c <small>出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。</small>	d <small>出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足せず、規格値を越えるものがあり、バラツキが大きい</small>	e <small>出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足せず、規格値を越えるものがあり、バラツキが大き出來栄えが悪い</small>		
3. 出来形及び出来栄え	I. 出来形 <input type="checkbox"/>	<p>① 出来形の評定は、工事全般を通したものとする ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の寸法である ③ 出来形管理とは、「高知県建設工事技術管理要綱の該当する項目を準用」の測定項目・測定基準及び規格値に基づく計上寸法を確保する管理体系である ④ バラツキの考え方は別図参照</p> <p>* 出来形管理資料による評定が困難な場合は、現地立会・試験結果等で判断すること</p>						
		<p><input type="checkbox"/> 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d</p>					<p><input type="checkbox"/> 契約書第17条第2、第3項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e</p>	
	II. 品質 <input type="checkbox"/>	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足し、バラツキが少ない。 (特に優れていれば a)</p>		<p><input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が、試験基準をこえるものがあり、バラツキが大きい <input type="checkbox"/> 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d</p>		<p><input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が、試験基準を満足せず、品質が劣る <input type="checkbox"/> 契約書第17条第2、第3項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e</p>	

工事成績採点の考查項目別採点表 (第一次評定者) 土木工事

[記入方法] 該当する項目の

に*印を記入する

評定様式第9号-1-4

考查項目	細別	対応事項	
4. 工事特性	施工条件等への対応	<input type="checkbox"/> 施工規模の大きさへの対応 <input type="checkbox"/> 構造物固有の難しさへの対応 <input type="checkbox"/> 技術固有の難しさへの対応 <input type="checkbox"/> 厳しい自然・地盤条件への対応 <input type="checkbox"/> 厳しい周辺環境等、社会条件への対応 <input type="checkbox"/> 施工現場での対応 <input type="checkbox"/> その他	 点

- ※ 工事特性は、加点評価とする。
- ※ 加点は、13点～0点の範囲とする。
- ※ 該当事項数の数と重みを勘案して評価する。
- ※ 1項目2点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてよい。

※1 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(各対応事項の内容)について適切に対応したことを評価する項目である。なお、「創意工夫」との二重評価はしない。

※2 詳細評価の記述にあたっては、所属長との合議とし、各考查項目は対応事項で大分類し、評価する内容を記述する。

5. 創意工夫	創意工夫		
[軽微なもの]		<input type="checkbox"/> 準備・後片付け関係 <input type="checkbox"/> 施工関係 <input type="checkbox"/> 品質関係 <input type="checkbox"/> 安全衛生関係 <input type="checkbox"/> 施工管理関係 <input type="checkbox"/> その他	 点

- ※ 特に評価すべき工夫事項を加点評価とする。
- ※ 加点は、7点～0点の範囲とする。
- ※ 該当事項数の数と重みを勘案して評価する。
- ※ 1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてよい。

※1. 創意工夫においては、「4 工事特性」の考查項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。

※2 「2 施工状況」「3 出来形及び出来栄え」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考查項目でも再評価する。

※3 工夫事項(選定)及び詳細評価は、所属長との合議をもって記述する。

※4 「4 工事特性」との二重評価はしない。

工事成績採点の考查項目別採点表 (第一次評定者) 土木工事

[記入方法] 該当する項目の

評定様式第9号-1-5

考查項目	細別	a	b	c
		地域への貢献が非常に優れている	地域への貢献がやや優れている	他の事項に該当しない場合
6. 社会性等	I. 地域への貢 献等	<p>河川、港湾、海岸等の環境改善を具体的に実施した。 国、県、市が管理する公園緑地等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等を具体的に実施した。 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 地域生活に密着したごみ拾い、道路、港湾、海岸、河川清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。</p> <p>該当項目数 4以上 ⇒ a 該当項目数 1以上 4未満 ⇒ b 該当項目なし ⇒ c</p>		

※1 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

工事成績採点の考查項目別採点表 (最終評定者) 土木工事

【記入方法】該当する項目の

に*印を記入する。

評定様式第10号-1-1

考查項目	細別	a 施工管理が優れている	b 施工管理が適切である	c 他の事項に該当しない	d 施工管理がやや不備である	e 施工管理が不備である
2. 施工状況	I. 施工管理 <input type="checkbox"/> d	施工に先立ち、現場条件を反映した施工計画が提案され、現場においても概ね一致している。 日常的な施工管理を行っていることが工事記録で確認できる。また、現場内での整理整頓が日常的になされている。 建設廃棄物、リサイクル及び過積載防止への取組みが見られる。 使用機械、車両等の低騒音、排出ガス対策に努めている。 工事の関係書類及び資料整理がよい。				施工上の義務が守られなかったために改善指示を行った。 上記に該当があれば ⇒ d 0
2. 施工状況	II. 工程管理 <input type="checkbox"/> d	工程管理が非常に優れている 「評価対象項目」 1 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 2隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 3代休等を確保することにより、地域の主要行事に配慮するなど、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 4休日等を確保する等、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。 5配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である 工程管理がやや不備である。 0	工程管理が不備である 工程管理が不備である。
2. 施工状況	III. 安全対策 <input type="checkbox"/> d	安全対策が非常に優れている 「評価対象項目」 1建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 2安全衛生管理活動が活発である。 3安全管理に創意工夫がある。 4安全協議会活動に積極的に取り組む等、リーダーシップを発揮している。 5安全職場実現への取り組みが顕著である。	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である 安全対策がやや不備である。 0	安全対策が不備である 安全対策が不備である。
該当項目が4項目以上 ⇒ a 該当項目が3項目 ⇒ b 該当項目が2項目 ⇒ c 該当項目が1項目以下 ⇒ d						

工事成績採点の考查項目別採点表 (最終評定者) 土木工事

【記入方法】該当する項目の

□に*印を記入する。

評定様式第10号-1-2

調査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来栄え	I. 出来形	出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足し、バラツキが非常に少なく、下記「評価対象項目」の4項目以上が該当する	出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足し、バラツキが比較的少なく、下記「評価対象項目」の2項目以上が該当する	出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない	出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足せず、規格値を越えるものがあり、バラツキが大きい 監督職員が文書で改善指示を行った	出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足せず、規格値を越えるものがあり、バラツキが大きく、出来栄えが悪い。 契約書第31条第2項に基づき破壊検査を行った。
		<p>「評価対象項目」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 2 自社の管理基準を設定し、管理している。 3 出来形測定において、不可視部分の出来形が、写真での確に判断できる。 4 写真管理を適切に行っている。 <p>※ 出来形管理資料による評定が困難な場合は、現地立会・測定結果等を総合的に判断する。</p>				
	II. 品質	品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足し、バラツキが少ない。 (特に優れていれば a)		品質関係の試験結果が、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が、試験基準をこえるものがあり、バラツキが大きい。 監督職員が、文書で改善指示を行った。	品質関係の試験結果が、試験基準を満足せず、品質が劣る。 契約書第31条第2項に基づき破壊検査を行った。
		<p>※ 品質管理資料による評定が困難な場合は、現地立会・試験結果等を総合的に判断する。</p>				

工事成績採点の考查項目別採点表 (最終評定者) 土木工事

[記入方法] 評価対象とする場合は、 に*印を記入する

評定様式第10号-1-3

種別	細別						
3. 出来形及び 出来栄え	III. 出来栄え 	 仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい。 (極めて良好である場合)	⇒ a		0		
		 仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい。	⇒ b		0		
		 他の事項に該当しない。	⇒ c		0		
		 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	⇒ d		0		
		 0					
4. 法令遵守等	 0	法令遵守等の該当項目一覧表					
		措置内容		点数		 項目該当なし	
		0	1 指名停止 3ヶ月以上	- 20点			
		0	2 指名停止 2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点			
		0	3 指名停止 1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点			
		0	4 指名停止 2週間以上1ヶ月未満	- 10点			
		0	5 文書注意	- 8点			
		0	6 口頭注意	- 5点			
		0	7 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかつた場合	- 3点			
		0	8 その他(理由: ① 1回交付した ② 2回交付した ③ 3回交付した ④ 3回交付で改善されない)	交付回数により 減点 最大-8点			
 0							
<p>① 当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。(他工事現場での違反は評価しない。) ② 本考查項目(4 法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が次頁の適応事例で上表の措置があつた場合に適用する。 ③ 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ④ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、受注会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p>							

工事成績採点の考查項目別採点表 (最終評定者) 土木工事

評定様式第10号-1-3 続

【4.法令遵守等で評価する場合の適応事例】

- 1 入札前に提出した調査資料等において、虚偽の事実が判明した。
- 2 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- 3 使用人に関する労働条件に問題があり、送検された。
- 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5 当該工事関係者が、贈収賄等により逮捕又は公訴された。
- 6 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8 労働基準法に違反する事実が判明し、送検された。
- 9 監督又は検査の実施を不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
- 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業会員等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受入、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
- 15 一次下請業者が、社会保険等(健康保険・厚生年金・雇用保険)への加入届出義務が必要な事業者であるにも関わらず、未加入のままであった。※

※ただし、令和元年6月1日以降発注分の建設工事対象。